

「ながらスマホ」等の罰則強化!!

(R1.12.1改正道路交通法施行)

全教職員向け

携帯電話使用等
(交通の危険を生じた場合)

改正前

3月 以下の懲役 または
5万円 以下の罰金

普通車 9千円
大型車 1万2千円
点数 **2点**

改正後 (R1.12.1~)

1年 以下の懲役 または
30万円 以下の罰金

非反則行為 (刑事罰適用)
6点

スマホの保持
だけで、懲役も!!

携帯電話使用等
(保持)

5万円 以下の罰金

普通車 6千円
大型車 7千円
点数 **1点**

6月以下の懲役 または
10万円 以下の罰金

普通車 **1万8千円**
大型車 **2万5千円**
3点

**懲役刑が確定した場合 . . .
失職となり、教員の場合は教員免許状が失効します。**

※地公法第28条では、公務員は、禁固刑以上で(執行猶予がついても)失職となります。

